

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 号

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 選挙長の項中「10,700 円」を「10,800 円」に改め、同表投票管理者の項中「勤務 1 回の額」を「日額」に、「12,700 円」を「12,800 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,700 円」を「10,800 円」に改め、同表投票立会人の項中「勤務 1 回の額」を「日額」に、「10,800 円」を「10,900 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し、第11条の2（見出しを含む。）、第12条の前の見出し並びに同条及び第12条の2並びに第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公

的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

第83条第2項中「5月11日」を「5月1日」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土

交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の3とし、附則第15条の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例）

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定めるものに対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

- 4 法附則第 3 0 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第 1 6 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次

項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 伊勢崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、伊勢崎市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出するこ

とができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出

したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び第 4 条から第 8 条までの規定 公布の日
- (2) 第 2 条中伊勢崎市市税条例第 3 6 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 及び第 3 6 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中伊勢崎市市税条例第 8 3 条第 2 項の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日
- (4) 第 3 条中伊勢崎市市税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (5) 第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 3 6 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 3 1 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき伊勢崎市市税条例第 3 6 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現にこの条例による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1建築物に関する確認申請手数料等の部3の項、同表の2建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の部1の項、同表の4建築物に関する完了検査申請手数料等の部4の項、同表の5建築設備及び工作物に関する完了

検査申請手数料等の部及び同表の6許可申請等手数料の部の表1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表12の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表13の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表39の項中「法第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同表40の項中「法第86条の8第3項」の次に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表40の項の次に次のように加える。

4 1 法第87条の3第5項の規定により興行場等として使用する許可を申請する者	1 2 0, 0 0 0 円
4 2 法第87条の3第6項の規定により特別興行場等として使用する許可を申請する者	1 2 0, 0 0 0 円

別表第7の3の項及び別表第8の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市規則第4号s

伊勢崎市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市立学校施設使用条例(平成17年伊勢崎市条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(伊勢崎市臨海学校条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市臨海学校条例(平成17年伊勢崎市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表中「260円」を「270円」に、「530円」を「540円」に、「750円」を「760円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(伊勢崎市広瀬生涯学習館条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市広瀬生涯学習館条例(平成17年伊勢崎市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「860円」を「880円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

(伊勢崎市公民館条例の一部改正)

第4条 伊勢崎市公民館条例(平成17年伊勢崎市条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「7,090円」を「7,220円」に、「16,560円」を「16,860円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「1,740円」を「1,780円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「920円」を「940円」に、「1,440円」

を「1,460円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「8,330円」を「8,480円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「250円」を「260円」に、「660円」を「680円」に、「970円」を「990円」に、「820円」を「830円」に、「2,670円」を「2,720円」に改める。

(伊勢崎市集会所条例の一部改正)

第5条 伊勢崎市集会所条例(平成17年伊勢崎市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に改める。

(伊勢崎市斎場条例の一部改正)

第6条 伊勢崎市斎場条例(平成17年伊勢崎市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表中「66,650円」を「67,880円」に、「133,300円」を「135,770円」に、「106,760円」を「108,740円」に、「213,530円」を「217,480円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「21,600円」を「22,000円」に改める。

(伊勢崎市緋の郷条例の一部改正)

第7条 伊勢崎市緋の郷条例(平成17年伊勢崎市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「860円」を「880円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「4,320円」を「4,400円」に「750円」を「760円」に改める。

(伊勢崎市国際友好会館条例の一部改正)

第8条 伊勢崎市国際友好会館条例（平成17年伊勢崎市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第12条中「収集、運搬及び処分」を「処理」に改める。

附則第2項中「「これらを」を「これらを」に改める。

別表第1中「1,080円」を「1,100円」に、「300円」を「310円」に改める。

(伊勢崎市駐車場条例の一部改正)

第10条 伊勢崎市駐車場条例（平成17年伊勢崎市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「使用させる」を「利用させる」に改める。

別表中「4,320円」を「4,400円」に改める。

(伊勢崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢崎市自転車等の放置防止に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「1,020円」を「1,040円」に改め、同項第2号中「1,540円」を「1,570円」に改める。

(伊勢崎市体育施設条例の一部改正)

第12条 伊勢崎市体育施設条例（平成17年伊勢崎市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「附属施設」を「附属設備」に改める。

附則第2項中「(昭和55年)」を「昭和55年」に、「(昭和48年)」を「昭和48年」に改める。

別表第3の1の項(1)を次のように改める。

(1) 専用利用

体育室

区分	使用料						摘要
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			
	スポーツ行事	スポーツ行事以外	営利宣伝のための利用	スポーツ行事	スポーツ行事以外	営利宣伝のための利用	
午前9時から正午まで	2,860円	11,440円	17,160円	5,720円	22,880円	34,320円	(7) スポーツ行事は、スポーツ器具を含む。 (4) スポーツ行事（入場料等を徴収しない場合）で一部を利用する場合において、その利用面積が2分の1以下のときは、当該使用料のそれぞれ2分の1の金額を徴収する
正午から午後5時まで	4,720円	18,920円	28,380円	9,460円	37,840円	56,760円	
午後5時から午後10時まで	4,720円	18,920円	28,380円	9,460円	37,840円	56,760円	
午前9時から午後10時まで	12,300円	49,280円	73,920円	24,640円	98,560円	147,840円	

まで			
午後5時から午後 10時まで	810円	1,640円	—
午前9時から午後 10時まで	2,120円	4,270円	—

別表第3の4の項(2)中「210円」を「220円」に改め、同表5の項(2)中「480円」を「490円」に、「960円」を「980円」に、「800円」を「810円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「2,080円」を「2,120円」に、「4,190円」を「4,270円」に改め、同表8の項(1)中「960円」を「980円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「1,450円」を「1,470円」に、「310円」を「320円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「附属施設」を「附属設備」に改め、同項(2)中「310円」を「320円」に、「860円」を「880円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「210円」を「220円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「1,290円」を「1,320円」に、「860円」を「880円」に、「430円」を「440円」に改め、同表11の項中「750円」を「760円」に、「2,690円」を「2,740円」に、「1,340円」を「1,370円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「7,010円」を「7,140円」に改め、同表12の項中「430円」を「440円」に、「210円」を「220円」に改め、同表13の項中「530円」を「540円」に、「750円」を「760円」に、「2,030円」を「2,070円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「720円」を「730円」に改め、同表14の項中「530円」を「540円」に、「260円」を「270円」に、「8,090円」を「8,240円」に、「13,490円」を「13,740円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「4,040円」を「4,110円」に、「6,740円」を「6,870円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「1,610円」を

「1, 640円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「860円」を「880円」に改め、同表15の項中「310円」を「320円」に改め、同表18の項(1)中「640円」を「660円」に、「2, 590円」を「2, 640円」に、「3, 880円」を「3, 960円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「6, 480円」を「6, 600円」に、「2, 800円」を「2, 860円」に、「11, 230円」を「11, 440円」に、「16, 840円」を「17, 160円」に改め、同項(2)中「210円」を「220円」に改め、同表19の項(2)中「1, 290円」を「1, 320円」に、「2, 590円」を「2, 640円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「5, 610円」を「5, 720円」に、「11, 230円」を「11, 440円」に改め、同表20の項中「210円」を「220円」に改め、同表21の項中「1, 610円」を「1, 640円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表第4中「4, 850円」を「4, 940円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「1, 610円」を「1, 640円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

(伊勢崎市ちびっこセンター条例の一部改正)

第13条 伊勢崎市ちびっこセンター条例（平成17年伊勢崎市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表中「530円」を「540円」に、「690円」を「710円」に、「910円」を「930円」に、「210円」を「220円」に、「260円」を「270円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 390円」を「1, 420円」に、「1, 830円」を「1, 860円」に改める。

(伊勢崎市ふくしプラザ条例の一部改正)

第14条 伊勢崎市ふくしプラザ条例（平成17年伊勢崎市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表中「3, 770円」を「3, 840円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に、「7, 560円」を「7, 700円」に、「15, 120円」を「15, 400円」に、「8, 090円」を「8, 240円」に、「10,

８００円」を「１１，０００円」に、「２０，５２０円」を「２０，９００円」に、「１，０８０円」を「１，１００円」に、「１，６１０円」を「１，６４０円」に、「２，１６０円」を「２，２００円」に、「４，３２０円」を「４，４００円」に改める。

（伊勢崎市ふれあいセンター条例の一部改正）

第１５条 伊勢崎市ふれあいセンター条例（平成１７年伊勢崎市条例第１４７号）の一部を次のように改正する。

別表中「３００円」を「３１０円」に、「５３０円」を「５４０円」に、「２６０円」を「２７０円」に改める。

（伊勢崎市みやまセンター条例の一部改正）

第１６条 伊勢崎市みやまセンター条例（平成１７年伊勢崎市条例第１４９号）の一部を次のように改正する。

別表中「３００円」を「３１０円」に改める。

（伊勢崎市境社会福祉センター条例の一部改正）

第１７条 伊勢崎市境社会福祉センター条例（平成１７年伊勢崎市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

別表中「３００円」を「３１０円」に、「５１０円」を「５２０円」に、「１，０２０円」を「１，０４０円」に、「１，５４０円」を「１，５７０円」に、「３，０８０円」を「３，１４０円」に改める。

（伊勢崎市境産業振興会館条例の一部改正）

第１８条 伊勢崎市境産業振興会館条例（平成１７年伊勢崎市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，０２０円」を「１，０４０円」に、「１，２３０円」を「１，２５０円」に、「５１０円」を「５２０円」に、「６１０円」を「６２０円」に、「３４０円」を「３５０円」に改める。

（伊勢崎市民プラザ条例の一部改正）

第１９条 伊勢崎市民プラザ条例（平成１７年伊勢崎市条例第１６３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１７条関係）

1 本館

区分		午前	午後	夜間	全日
ホ ー ル	平日	4,400円	6,600円	8,800円	17,600円
	土曜日、日曜日及び休日	6,040円	9,120円	12,100円	24,200円
	リハ平日	2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
	一サ土曜日、日曜日及び休日 ル及 び仕 込み	3,080円	4,620円	6,040円	12,100円
調理実習室		1,760円	2,640円	3,520円	7,040円
工房室		1,860円	2,860円	3,740円	7,480円
第1研修室		2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
第2研修室		2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
第3研修室		1,100円	1,640円	2,200円	4,400円
会議室		880円	1,320円	1,760円	3,520円
茶室		1,200円	1,860円	2,420円	4,840円
第1和室		1,200円	1,860円	2,420円	4,840円
第2和室		1,200円	1,860円	2,420円	4,840円
相談室		440円	660円	880円	1,760円
音楽室		1,640円	2,520円	3,300円	6,600円
プレイルーム		2,200円	3,300円	4,400円	8,800円
小会議室		540円	880円	1,100円	2,200円
第1実習室		1,100円	1,640円	2,200円	4,400円
第2実習室		1,100円	1,640円	2,200円	4,400円
第3実習室		1,100円	1,640円	2,200円	4,400円
第4実習室		1,100円	1,640円	2,200円	4,400円
陶芸炉室		1時間320円			

2 体育館

(1) 専用利用

ア 体育室

区分	午前	午後	夜間
スポーツ行事	3, 300円	4, 400円	4, 400円
スポーツ行事以外	13, 200円	17, 600円	17, 600円

注

- 1 照明を利用する場合は、1時間につき880円を加算する。
- 2 2分の1点灯の場合は、全灯の半額を加算する。
- 3 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

イ 柔道場

区分	午前	午後	夜間
スポーツ行事	2, 200円	3, 300円	3, 300円
スポーツ行事以外	4, 400円	6, 600円	6, 600円

注

- 1 照明を利用する場合は、1時間につき220円を加算する。
- 2 2分の1点灯の場合は、全灯の半額を加算する。
- 3 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ウ 剣道場

区分	午前	午後	夜間
スポーツ行事	2, 200円	3, 300円	3, 300円
スポーツ行事以外	4, 400円	6, 600円	6, 600円

注

- 1 照明を利用する場合は、1時間につき220円を加算する。
- 2 2分の1点灯の場合は、全灯の半額を加算する。
- 3 10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 部分利用

利用の目的	単位	利用料金
卓球	1台 1時間	100円

バドミントン	1面 1時間	100円
バスケットボール	1面 1時間	540円
バレーボール	1面 1時間	540円
柔道	1人1時間（柔道場）	50円
剣道	1人1時間（剣道場）	50円
空手道	1人1時間（剣道場）	50円

3 附属設備 規則で定める額

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後とは午後1時から午後5時までを、夜間とは午後6時から午後10時までを、全日とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 平日とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日を、休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として物品の販売若しくは宣伝を行う場合は、利用料金（附属設備を除く。以下同じ。）に100分の50を加算する。
- 4 利用者が本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に在勤していない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金の100分の30を加算した額とする。
- 5 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき超過して利用する区分の利用料金の100分の30を加算した額とする。
- 6 前3項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

（伊勢崎市勤労者会館条例の一部改正）

第20条 伊勢崎市勤労者会館条例（平成17年伊勢崎市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「ある」を「ある者」に改める。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「3,470円」を「3,540円」に、「530円」を「540円」に、「700円」を「720円」に、「1,710円」を「1,740円」に改める。

(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正)

第21条 伊勢崎市道路占用料徴収条例(平成17年伊勢崎市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表備考8中「7」を「7又は8」に改め、同表中備考8を備考9とし、備考7の次に次のように加える。

8 占用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるときは、当該占用の期間を乗じて得た額に100分の110を乗じて計算するものとする。

(伊勢崎市都市公園条例の一部改正)

第22条 伊勢崎市都市公園条例(平成17年伊勢崎市条例第181号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項第1号中「附属施設」を「附属設備」に改める。

別表第3の2の項(1)中「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同項(2)中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表3の項(1)中「2,160円」を「2,200円」に改め、同項(2)中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表4の項中「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

別表第3の2の1の項(1)中「3,770円」を「3,840円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるもの

とする。

別表第3の2の1の項(2)中「960円」を「980円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「1,450円」を「1,470円」に、「310円」を「320円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「530円」を「540円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(3)中「210円」を「220円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「

「

」を「

」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(4)中「530円」を「540円」に、「750円」を「760円」に、「2,030円」を「2,070円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「720円」を「730円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(5) [i]を次のように改める。

[i] 専用利用

ア 大体育室

区分	使用料	摘要

	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			(7) スポーツ行事は、スポーツ器具を含む。 (4) スポーツ行事（入場料等を徴収しない場合）で、一部を利用する場合において、その利用面積が3分の2又は3分の1以下のときは、当該使用料のそれぞれの3分の2又は3分の1の金額を徴収する。
	スポーツ行事	スポーツ行事以外	営利宣伝のための利用	スポーツ行事	スポーツ行事以外	営利宣伝のための利用	
午前9時から正午まで	4,940円	19,800円	29,700円	9,900円	39,600円	59,400円	
正午から午後5時まで	8,240円	33,000円	49,500円	16,500円	66,000円	99,000円	
午後5時から午後10時まで	8,240円	33,000円	49,500円	16,500円	66,000円	99,000円	
午前9時から午後10時まで	21,430円	85,800円	128,700円	42,900円	176,000円	257,400円	

イ 小体育室、柔道場又は剣道場

区分	使用料	
	スポーツ行事	スポーツ行事以外
午前9時から正午まで	1,980円	3,960円
正午から午後5時まで	3,300円	6,600円
午後5時から午後10時まで	3,300円	6,600円
午前9時から午後10時まで	8,580円	17,160円

ウ 会議室

区分	単位	使用料
----	----	-----

会議室	1回	540円
-----	----	------

注

1 照明使用料は、1時間につき次の金額を徴収する。

(1) 大体育室

ア 全面使用の場合 1, 320円

イ 3分の2使用の場合 880円

ウ 3分の1使用の場合 440円

(2) 小体育室 220円

(3) 柔道場又は剣道場 100円

(4) 照明器具等の持込み使用 1個につき 1, 100円

2 高校生以下の使用料は、照明使用料を除き半額とする。

3 伊勢崎市民以外の者が利用する場合は、照明使用料を除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(5)②中「640円」を「660円」に、「210円」を「220円」に、「(イ) 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。」を

「(イ) 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。」を

(ウ) 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。」に改め、「150を乗じて得た額とする」の次に「(10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)」を加え、同項

(5)③中「1, 080円」を「1, 100円」に、「530円」を「540円」に改め、同項(6)中「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「530円」を「540円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「1, 290円」を「1, 320円」に、「310円」を「320円」に、「210円」を「220円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるもの

とする。

別表第3の2の1の項(7)中「530円」を「540円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(8)中「1,080円」を「1,100円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の1の項(9)中「1,180円」を「1,200円」に、「3,550円」を「3,620円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「210円」を「220円」に、「附属施設」を「附属設備」に、「7,010円」を「7,140円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「530円」を「540円」に、「310円」を「320円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の2の項(1)中「960円」を「980円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「1,450円」を「1,470円」に、「310円」を「320円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「附属施設」を「附属設備」に改め、注4の次に次のように加える。

5 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の2の項(2)中「640円」を「660円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「2,800円」を「2,860円」に、「11,230円」を「11,440円」に、「16,840円」を「17,160円」に、「210円」を「220円」に改め、注3の次に次

のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第3の2の2の項(3)中「2,590円」を「2,640円」に、「1,290円」を「1,320円」に改め、同表3の項(1)中「1,080円」を「1,100円」に改め、同項(2)中「310円」を「320円」に改め、同表4の項中「530円」を「540円」に、「750円」を「760円」に、「2,030円」を「2,070円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「720円」を「730円」に改め、注3の次に次のように加える。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

別表第4中「4,850円」を「4,940円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,610円」を「1,640円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「附属施設」を「附属設備」に改める。

(伊勢崎市下水道条例の一部改正)

第23条 伊勢崎市下水道条例(平成17年伊勢崎市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第23条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢崎市給水条例の一部改正)

第24条 伊勢崎市給水条例(平成17年伊勢崎市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項並びに第34条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第25条 伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例(平成17年伊勢崎市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「5,400円」を「5,500円」に改め、同項第4号中「2,700円」を「2,750円」に改め、同項第5号中「5,

400円」を「5,500円」に改める。

別表第1中「12,960円」を「13,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第1の2中「12,960円」を「13,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

別表第2中「2,700円」を「2,750円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「108円」を「110円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第3中「129,600円」を「132,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「1,188,000円」を「1,210,000円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「10,697円」を「10,895円」に改める。

(伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正)

第26条 伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中「54円」を「55円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「270円」を「275円」に改める。

(伊勢崎市福祉交流館しまむら条例の一部改正)

第27条 伊勢崎市福祉交流館しまむら条例（平成17年伊勢崎市条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表中「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に改める。

(伊勢崎市いせさき明治館条例の一部改正)

第28条 伊勢崎市いせさき明治館条例(平成17年伊勢崎市条例第262号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「310円」を「320円」に、「530円」を「540円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(伊勢崎市青少年育成センター条例の一部改正)

第29条 伊勢崎市青少年育成センター条例(平成17年伊勢崎市条例第273号)の一部を次のように改正する。

別表の1研修室等の利用料金の表及び2宿泊に係る利用料金の表を次のように改める。

1 研修室等の利用料金

区分				金額			
				午前	午後	夜間	全日
本館	第1研修室	青少年団体	本市住民	830円	1,120円	1,390円	3,350円
			本市住民以外	1,080円	1,450円	1,800円	4,340円
		青少年団体以外のもの	本市住民	1,220円	1,670円	2,120円	5,020円
			本市住民以外	1,590円	2,170円	2,750円	6,520円
	第2研修室	青少年団体	本市住民	600円	830円	1,120円	2,560円
			本市住民以外	780円	1,080円	1,450円	3,330円
青少年団体以外のもの		本市住民	940円	1,280円	1,620円	3,850円	

		もの					
			本市住民 以外	1, 22 0円	1, 66 0円	2, 10 0円	4, 99 0円
第1和室	青少年団 体	本市住民		550円	710円	940円	2, 21 0円
第2和室		本市住民 以外		710円	920円	1, 22 0円	2, 86 0円
第3和室	青少年団 体以外の	本市住民		830円	1, 12 0円	1, 39 0円	3, 35 0円
第4和室	もの	本市住民 以外		1, 08 0円	1, 45 0円	1, 80 0円	4, 34 0円
第5和室	青少年団 体	本市住民		200円	320円	380円	920円
第6和室		本市住民 以外		270円	410円	500円	1, 19 0円
	青少年団 体以外の	本市住民		320円	500円	600円	1, 43 0円
	もの	本市住民 以外		410円	640円	780円	1, 85 0円
プレイホール	全面使 用	青少年団 体	本市住民	1時間につき 410円			
			本市住民 以外	1時間につき 540円			
		青少年団 体以外の	本市住民	1時間につき 620円			
			本市住民 以外	1時間につき 810円			
	2分の 1面使 用	青少年団 体	本市住民	1時間につき 200円			
			本市住民 以外	1時間につき 270円			
		青少年団	本市住民	1時間につき 310円			
		体以外の	本市住民	1時間につき 400円			

	もの	以外	
3分の 1面使 用	青少年団 体	本市住民	1時間につき 160円
		本市住民 以外	1時間につき 200円
	青少年団 体以外の もの	本市住民	1時間につき 250円
		本市住民 以外	1時間につき 320円

2 宿泊に係る利用料金

区分		金額
中学生以下の青少年	本市住民	無料
	本市住民以外	1人1泊につき 270円
高校生	本市住民	1人1泊につき 270円
	本市住民以外	1人1泊につき 340円
高校生以下の者を除く青少年	本市住民	1人1泊につき 550円
	本市住民以外	1人1泊につき 710円
上記の区分以外の者	本市住民	1人1泊につき 1,120円
	本市住民以外	1人1泊につき 1,450円

(伊勢崎市あずまホール条例の一部改正)

第30条 伊勢崎市あずまホール条例（平成18年伊勢崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,270円」を「6,390円」に、「8,430円」を「8,590円」に、「10,590円」を「10,790円」に、「21,180円」を「21,580円」に、「7,400円」を「7,540円」に、「9,460円」を「9,630円」に、「11,620円」を「11,830円」に、「24,270円」を「24,720円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,210円」を「4,290円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同表備考中「2,050円」を「2,090円」に、「5,240円」を「5,340円」に改める。

(伊勢崎市文化会館条例の一部改正)

第31条 伊勢崎市文化会館条例（平成18年伊勢崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 伊勢崎市文化会館

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
大ホール	リハーサル及び仕 込みに利用する場 合	平日	10,560 円	15,840 円	21,120 円
		休日等	14,080 円	21,120 円	28,160 円
入 場 料	無料	平日	21,120 円	31,680 円	42,240 円
		休日等	28,040 円	42,120 円	56,100 円
	1,000円 以下	平日	27,500 円	41,240 円	55,000 円
		休日等	36,520 円	54,780 円	73,040 円
	1,001円 以上3,00 0円以下	平日	33,880 円	50,820 円	67,760 円
		休日等	44,880 円	67,320 円	89,760 円
	3,001円 以上	平日	42,240 円	63,360 円	84,480 円
		休日等	56,100 円	84,140 円	112,200 円

				円	円	0円	
大ホール 附属施設	第1楽屋			540円	880円	1,100円	
	第2楽屋			540円	880円	1,100円	
	第3楽屋			980円	1,540円	1,980円	
	第4楽屋			1,860円	2,860円	3,740円	
	リハーサル室			1,420円	2,200円	2,860円	
	主催者事務室			440円	660円	880円	
	浴室			660円	980円	1,320円	
	小ホール	リハーサル及び仕 込みに利用する場 合		平日	3,520円	5,280円	7,040円
		休日等	4,720円	7,140円	9,460円		
入 場 料		無料	平日	7,040円	10,560円	14,080円	
			休日等	9,340円	14,080円	18,700円	
1,000円 以下			平日	9,240円	13,860円	18,480円	
			休日等	12,200円	18,360円	24,420円	
1,001円 以上3,000円以下			平日	11,320円	17,040円	22,660円	
			休日等	14,960円	22,440円	29,920円	
3,001円 以上			平日	14,080円	21,120円	28,160円	
			休日等	18,700円	28,040円	37,400円	
小ホール		第5楽屋			540円	880円	1,100円
		第6楽屋			980円	1,540円	1,980円

附属				
施設	第7楽屋	1, 860円	2, 860円	3, 740円
	浴室	660円	980円	1, 320円
会議室等	第1練習室	540円	880円	1, 100円
	会議室等に利用する場合	1, 420円	2, 200円	2, 860円
	第2練習室	540円	880円	1, 100円
	会議室等に利用する場合	1, 420円	2, 200円	2, 860円
	第3練習室	1, 420円	2, 200円	2, 860円
	会議室等に利用する場合	2, 740円	4, 180円	5, 500円
	小会議室	1, 420円	2, 200円	2, 860円
	中会議室	2, 740円	4, 180円	5, 500円
	大会議室	6, 040円	9, 120円	12, 100円
	和室	2, 200円	3, 300円	4, 400円
展示室等	第1展示室（レセプションホール1）	6, 040円	9, 120円	12, 100円
	市民展示に利用する場合	2, 390円	3, 590円	4, 780円
	第2展示室（レセプションホール2）	2, 740円	4, 180円	5, 500円
	市民展示に利用する場合	1, 100円	1, 640円	2, 200円
	第3展示室（レセプションホール3）	2, 740円	4, 180円	5, 500円
	市民展示に利用する場合	830円	1, 240円	1, 650円
	主催者控室	660円	980円	1, 320円
附属設備	規則で定める額			
注	1 展示室等の利用区分において、市民展示に利用する場合とは、利用者が展示室を営利を目的としない作品等の展示に利用する場合をいう。			

- 2 会議室等及び展示室等の利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝を行う場合は、利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 3 利用者が本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金（附属設備を除く。以下同じ。）の100分の30を加算した額とする。
- 4 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき超過して利用する時間区分の利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 5 前3項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 伊勢崎市赤堀芸術文化プラザ

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	平日	6,280円	8,380円	10,470円	20,950円
	休日等	7,330円	9,420円	11,520円	24,090円
舞台のみ	平日	1,040円	2,090円	2,090円	4,190円
	休日等	1,570円	3,140円	3,140円	6,280円
展示コーナー		830円	1,250円	1,250円	3,140円
附属設備		規則で定める額			

注

- 1 利用者が、本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金（附属設備を除く。以下同じ。）の100分の30を加算した額とす

る。

2 利用者が入場料を徴収する場合の利用料金は、次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料 500円を超え1,000円以下 100分の50

(2) 入場料 1,000円を超え3,000円以下 100分の100

(3) 入場料 3,000円を超えるとき 100分の200

3 展示コーナーの利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝を行う場合は、利用料金の100分の50を加算した額とする。

4 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき超過して利用する時間区分の利用料金の100分の50を加算した額とする。

5 前各項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 伊勢崎市境総合文化センター

(1) 大ホール及び小ホール

		時間区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大 ホ ー ル	平日	入場料が無料 の場合	12,570 円	18,850 円	25,140 円	28,280 円	39,600 円	50,910 円

		入場料が1,000円以下の場合	15,710円	23,570円	31,420円	35,350円	49,500円	63,640円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	20,950円	31,420円	41,900円	47,140円	66,000円	84,850円
		入場料が3,001円以上の場合	26,190円	39,280円	52,380円	58,920円	82,500円	106,070円
休日等		入場料が無料の場合	15,710円	23,570円	31,420円	35,350円	49,500円	63,640円
		入場料が1,000円以下の場合	18,500円	28,280円	37,100円	42,420円	59,400円	76,370円
		入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	25,140円	37,710円	50,280円	56,570円	79,200円	101,820円
		入場料が3,001円以上の場合	31,420円	47,140円	62,850円	70,710円	99,000円	127,280円
小ホール	平日	入場料が無料の場合	3,400円	4,100円	6,800円	7,700円	9,900円	12,720円
	休日等	入場料が無料の場合	5,300円	7,500円	10,470円	11,800円	16,500円	21,100円

附属設備	規則で定める額
------	---------

注

- 1 利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝を行う場合は、利用料金（附属設備を除く。以下同じ。）の100分の50を加算した額とする。
- 2 小ホールを利用し、入場料を徴収する場合には利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 3 舞台のみの利用についての利用料金は、料金区分「入場料が無料の場合」の100分の50の額とする。
- 4 利用者が本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金の100分の30を加算した額とする。
- 5 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき超過して利用する時間区分の利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 6 前各項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 一般展示室及び展示ロビー

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
一般展示室	平日	520円	520円	520円
	休日等	520円	520円	520円
展示ロビー	平日	730円	730円	730円
	休日等	730円	730円	730円

附属設備	規則で定める額
------	---------

注

- 1 利用者が入場料を徴収する場合には、利用料金（附属設備を除く。）

以下同じ。)の100分の50を加算した額とする。

- 2 利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝を行う場合は、利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 3 利用者が本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社(店)、支社(店)及び営業所がない法人については、利用料金の100分の30を加算した額とする。
- 4 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)につき超過して利用する時間区分の利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 5 前各項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 会議室、和室等

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大会議室	平日	1,040円	1,040円	1,250円
第1中会議室	平日	830円	830円	990円
第2中会議室	平日	830円	830円	990円
第1小会議室	平日	520円	520円	620円
第2小会議室	平日	520円	520円	620円
第1和室	平日	1,040円	1,040円	1,250円
第2和室	平日	1,040円	1,040円	1,250円
茶室	平日	1,040円	1,040円	1,250円
工作実習室	平日	1,040円	1,040円	1,250円
絵画創作室	平日	1,040円	1,040円	1,250円

	平日	会議等に 利用する 場合	520円	520円	620円
音楽室	平日		1,570円	1,570円	1,880円
附属設備		規則で定める額			

注

- 1 休日等の利用料金（附属設備を除く。以下同じ。）は、100分の10を加算した額とする。
- 2 利用者が営利を目的として、その本来の業務並びに商品等の展示販売及び宣伝を行う場合は、利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 3 利用者が本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金の100分の30を加算した額とする。
- 4 利用者が利用時間を超過して施設等を利用した場合の利用料金は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき超過して利用する時間区分の利用料金の100分の50を加算した額とする。
- 5 前各項に規定する利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

備考

- 1 休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、休日等以外の日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、入場料の金額が異なる場合はその最高額をもって入場料とし、商品の売上高により招待券を発行するものその他これに類するものは、入場料を徴収したものとみなす。
- 3 利用料金の額には、消費税相当額を含む。

（伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例

の一部改正)

第32条 伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例(平成22年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(伊勢崎市職業支援センターいせさき条例の一部改正)

第33条 伊勢崎市職業支援センターいせさき条例(平成23年伊勢崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,910円」を「2,960円」に、「4,360円」を「4,440円」に、「5,820円」を「5,920円」に、「11,640円」を「11,850円」に、「860円」を「880円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「3,450円」を「3,520円」に、「750円」を「760円」に、「1,120円」を「1,140円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「3,340円」を「3,400円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「7,120円」を「7,260円」に、「3,550円」を「3,620円」に、「5,330円」を「5,430円」に、「7,110円」を「7,240円」に、「14,230円」を「14,490円」に改める。

(伊勢崎市地域交流センター赤石楽舎条例の一部改正)

第34条 伊勢崎市地域交流センター赤石楽舎条例(平成25年伊勢崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「490円」に、「550円」を「560円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「710円」を「730円」に、「820円」を「830円」に、「2,240円」を「2,290円」に、「630円」を「650円」に、「1,730円」を「1,770円」に、「270円」を「280円」に、「310円」を「320円」に、「850円」を「880円」に、「340円」を「350円」に、「940円」を「950円」に、「580円」を「590円」に、「660円」を「670円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「690円」を「700円」に、「790円」を「800円」に、「2,170円」を「2,200円」に、

「4,960円」を「5,050円」に、「5,670円」を「5,770円」に、「15,590円」を「15,870円」に改める。

(伊勢崎市障害者センター条例の一部改正)

第35条 伊勢崎市障害者センター条例(平成28年伊勢崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「520円」に、「610円」を「630円」に、「1,470円」を「1,510円」に、「250円」を「270円」に、「310円」を「320円」に、「750円」を「780円」に、「120円」を「130円」に、「360円」を「380円」に、「370円」を「390円」に、「460円」を「470円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「160円」を「170円」に、「390円」を「410円」に、「740円」を「760円」に、「1,790円」を「1,820円」に、「520円」を「540円」に、「630円」を「650円」に、「1,530円」を「1,560円」に改める。

(伊勢崎市境赤レンガ倉庫条例の一部改正)

第36条 伊勢崎市境赤レンガ倉庫条例(平成29年伊勢崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,950円」を「1,980円」に、「2,600円」を「2,640円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「4,550円」を「4,630円」に、「5,330円」を「5,420円」に、「7,280円」を「7,410円」に、「2,920円」を「2,970円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「4,090円」を「4,160円」に、「6,820円」を「6,940円」に、「7,990円」を「8,130円」に、「10,910円」を「11,110円」に、「5,200円」を「5,290円」に、「5,460円」を「5,560円」に、「9,100円」を「9,260円」に、「10,660円」を「10,850円」に、「14,560円」を「14,820円」に、「1,350円」を「1,370円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,030円」を「2,060円」に、「3,150円」を「3,200円」に、「3,830円」を「3,900円」に、「5,180円」を「5,270円」に、「2,

020円」を「2,050円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,040円」を「3,090円」に、「4,720円」を「4,800円」に、「5,740円」を「5,840円」に、「7,760円」を「7,900円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「4,060円」を「4,130円」に、「6,300円」を「6,410円」に、「7,660円」を「7,800円」に、「10,360円」を「10,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(使用料及び利用料金に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに許可を得ている施行日以後の使用若しくは利用に係る使用料又は利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。
(伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日の前日までの搬入に係る産業廃棄物の処理に要する費用については、なお従前の例による。
(伊勢崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日までに保管場所に移動した自転車等に係る費用の額については、なお従前の例による。
(伊勢崎市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日の前日までに許可を得ている施行日以後の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。
(伊勢崎市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日前から施行日以後に引き続く公共下水道使用者の令和元年10月及び11月検針分の排除使用料の額については、なお従前の例による。
(伊勢崎市給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の令和元年10月及び11月検針分の使用水量に係る水道料金の額については、なお従前の例による。
(伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

8 改正後の伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例第2条、別表第1、別表第1の2及び別表第3の規定は、施行日以後の診療又は使用に係る使用料から適用し、同日前の診療又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

9 施行日の前日までに申請をした診断書等の作成に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 改正後の伊勢崎市訪問看護事業の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 施行日前から施行日以後に引き続く戸別浄化槽使用者の令和元年10月検針分の戸別浄化槽使用料の額については、なお従前の例による。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないことができる」を「適用しないこととすることができる」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「梱包」を「^{こん}梱包」に改め、同条第 4 項中「及び第 16 項」を「、第 16 項第 1 号及び第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 7 号

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防事務手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 580, 000 円」を「1, 590, 000 円」に、「1, 940, 000 円」を「1, 950, 000 円」に、「2, 260, 000 円」を「2, 270, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。